

第 2 回 憲法解釈論入門——立憲主義の基本原則 1

今回は、憲法解釈論の入門編として、立憲主義の基本原則について学びます。

まず、憲法の内容を理解したうえで、憲法規範の特質について考えます。次に、憲法の目的や日本国憲法の三大原則を説明したうえで、三大原則のうちの 1 つである人権尊重主義について検討します。

1. 憲法の内容

- ・ 憲法の内容を考えるとき、これを形式的意味の憲法と実質的意味の憲法とに分けて考えるのが一般的である。
- ・ 実質的意味の憲法のうち、特に自由主義に基づき人権保障のために権力を抑制することを定めた基本法を立憲的意味の憲法という。これに対して、単に国家統治の組織・作用の基本法を意味するとき、これを固有の意味の憲法という。

2. 憲法規範の特質

- ・ 憲法は、国会、内閣、裁判所などといった国家の機関を設置し、各機関に対して、立法権、行政権、司法権などといった国家作用を授権するとともに、公権力を規律することによって、国民の権利・自由を確保する。
- ・ 憲法は、国家権力がなす権能を制限的に定め、人権を保障する規定を置くことによって、国民が国家権力によって自由を不当に制限にされないようにする基礎法である。
- ・ 憲法は、国の法体系の中で最も強い形式的効力を有する最高法規であり、憲法に違反する国家行為はすべて無効である（日本国憲法 98 条）。

### 3. 憲法の目的と日本国憲法の三大原理

- ・ 憲法の目的は、国家権力を制約することにより、個人を最大限に尊重できる社会をつくり、もって、各人の幸福追求を実現することにある。
- ・ 人権尊重主義（基本的人権の尊重）、国民主権主義、平和主義の3つが、日本国憲法の三大原理である。

### 4. 人権尊重主義（基本的人権の尊重）

- ・ 基本的人権ないし人権（human rights）とは、人格的生存に不可欠な権利の総体をいう。
- ・ 人権は、原則として、人間であることにより当然に有するものであり、公権力によって不当に侵害されず、性別や身分等によって区別されることはない。
- ・ 人権は、消極的権利、積極的権利、能動的権利の3つに分けられる。そのほかに、総則的な権利や複合的な性格を有する権利がある。

今回は、日本国憲法の三大原理のうち、国民主権主義と平和主義について検討します。国民主権とは、どのような意味なのでしょう。高校までの世界史や日本史で、どのような種類の戦争について学んできましたか。日本国憲法は平和主義についてどのように規定しているのでしょうか。平和を実現するために、わが国は具体的にどのような政策を採っているのでしょうか。